

保育の必要性の認定について①

資料3

現行制度

保育所の利用は、「保育に欠ける」事由が必要

「保育に欠ける」事由（児童福祉法施行令27条）
○以下のいずれの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを状態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること（その他）

新制度（H26 秋認定）

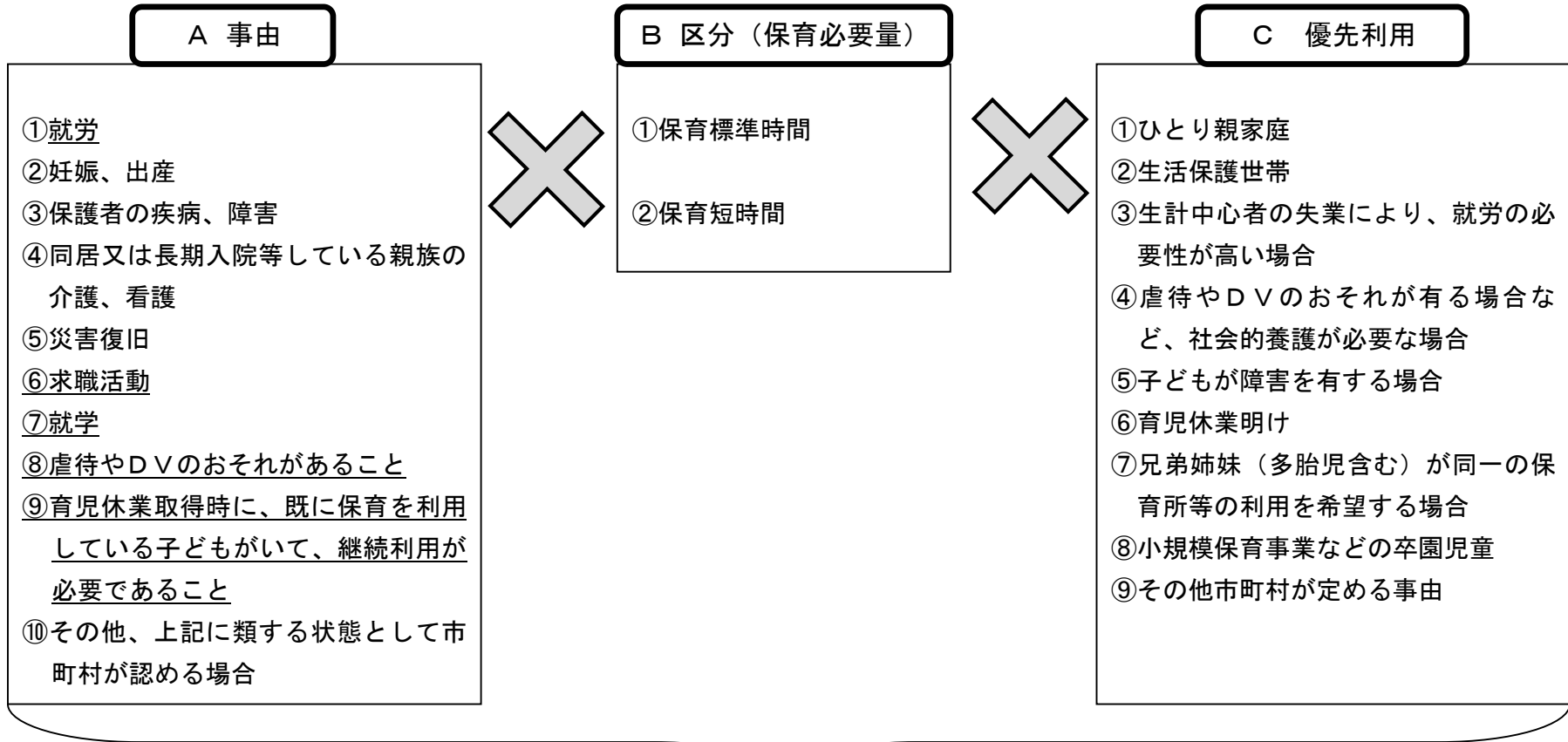
保育所の利用は、「保育の必要性」に改正

- 「保育の必要性」事由
○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ②妊娠、出産
 - ③保護者の疾病、障害
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護、看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥求職活動（起業準備を含む）
 - ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
 - ⑧虐待やDVのおそれがあること
 - ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
 - ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

本市においては、新制度とほぼ同様な事由により保育利用を認めているが、⑨（育児休業取得時）の取扱いについて、別途検討が必要

保育の必要性の認定について②（イメージ）

※実際の運用にあたっては、さらに細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村毎に運用



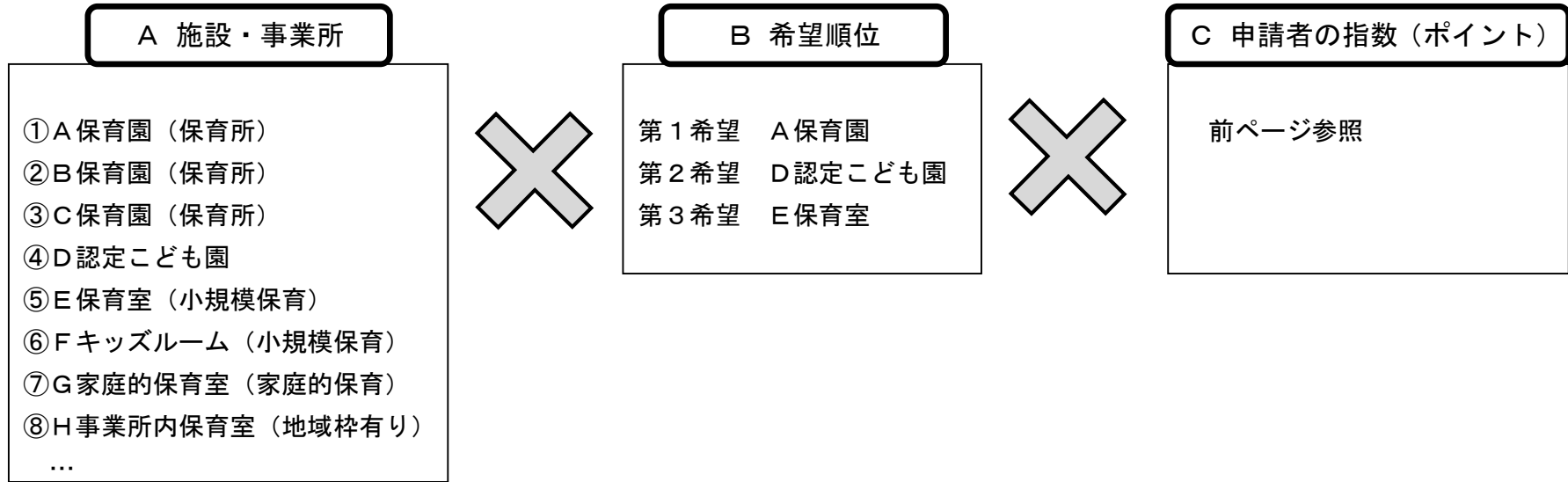
保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ			
【保育標準時間】	Aグループ（10点）	金沢 ○郎	
		石川 △子 …	計X人
	Bグループ（9点）	広坂 □江	
		北陸 ▽男 …	計Y人
※保育短時間も同様			



利用調整へ

利用調整（選考）について（イメージ）①

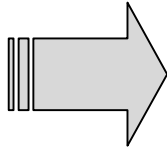
※実際の運用にあたっては、さらに細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村毎に運用



各施設・事業所の入所順位

【保育標準時間】 A 保育園	⇒	金沢 ○郎（第1希望） 10点 石川 △子（第1希望） 10点 広坂 □江（第1希望） 9点 北陸 ▽男（第2希望） 9点 ...	
D 認定こども園	⇒	中部 ◎絵（第1希望） 10点 日本 ■夫（第2希望） 10点 世界 ☆美（第1希望） 9点	

※保育短時間も同様



申請者への通知、
利用手続きへ

新制度における1号認定子どもの利用手続き（イメージ）

